

茨木市教育委員会 教育長からのメッセージ

みなさんは、「いじめ防止対策推進法」という法律を知っていますか。その法律には、みなさん自身がイじめを行ってはならないことやすべての大人がイじめをなくす責務や責任のもと、イじめの防止・早期発見・対応のための対策を進めていくことが法律で定められています。

茨木市では、イじめの芽の段階から、しっかりと対応していくことに努めています。最近では、SNSを通じた深刻なトラブルも多く起きていることから、インターネットに関わるルールを生徒の皆さんで作製、生徒の皆さんから発信で広めていく取り組みを進めています。

みなさんをお願いします。もし、イじめられたり、イじめを見たり、SNS等で気になる書き込みがあったりした時は、一人で悩まず、勇気を出して、先生や大人に相談してください。一人で相談するのが難しい時は、友だちに相談して一緒に大人に相談してください。みなさん一人ひとりがクラスや学校を笑顔あふれる居場所にするために、いまできることを考えてみてください。一人ひとりができることは小さくても、その気持ちや行動が、積み重なれば、笑顔があふれる居場所づくりにつながります。

みなさんの笑顔や一人ひとりの個性という花が咲くようなそんな居場所づくりを一緒に作っていきましょう。

茨木市教育委員会 教育長 岡田 祐一

「一人じゃないよ」～いじめ撲滅テーマソング

作詞：茨木市立小中学校 児童・生徒
作曲：茨木市教育委員会

- いつか君の胸に届けたいから
自由にこの道 ともに手を取りながら 君と一緒に歩いてゆく
めぐりめぐる広い世界の中で
はっきり聞こえる 君の声 君のサイン 今すぐ全て受け止めた
もう君は一人じゃないよ 抱え込まなくていい
歌にのせて 君にこの想いが伝わればいいな...
 - いつも僕の胸に問いかけてみる
ランドセルの中 君がくれたやさしさ 今度は僕が伝えるとき
泣きたいときや逃げてしまいたいとき
今すぐにそばで 寄りそい受け止めるよ つらい想いが消えるように
もう君は一人じゃないよ わたしがそばにいる
歌にのせて きみにこの想いが伝わればいいな...
伝えればいいな...
- さあ 心重ねて
世界中をかけめぐろう
仲間がそばにいるよ
今 明日へとふみだそう
ララ ララ ラララ ララ ララ ラララ...

～この曲は茨木市の小中学生から言葉を募集してつくりました～

相談窓口一覧

●茨木市教育センター 「いじめ」ホット電話相談
受付時間：月～金 9:00～17:00
0120-147-970 072-627-5511

●すこやかホットライン（子どもからの相談）
受付時間（電話）：06-6607-7361
月～金 9:30～17:30（土日祝・年末年始は休み）
Eメール：sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp

下記のQRコードからもアクセスできます
（学校で配付されたカードにも掲載しています）



●すこやか教育相談24
受付時間：24時間 0120-0-78310
●LINE相談「すこやか相談@大阪府」
（大阪府教育センター）
受付時間：日・月・火・水・木曜日 19:00～22:00
利用方法：下記QRコードからアクセスできます
（学校で配付されたカードにも掲載しています）



みんながかがやく 居場所（クラス）へ

保存版

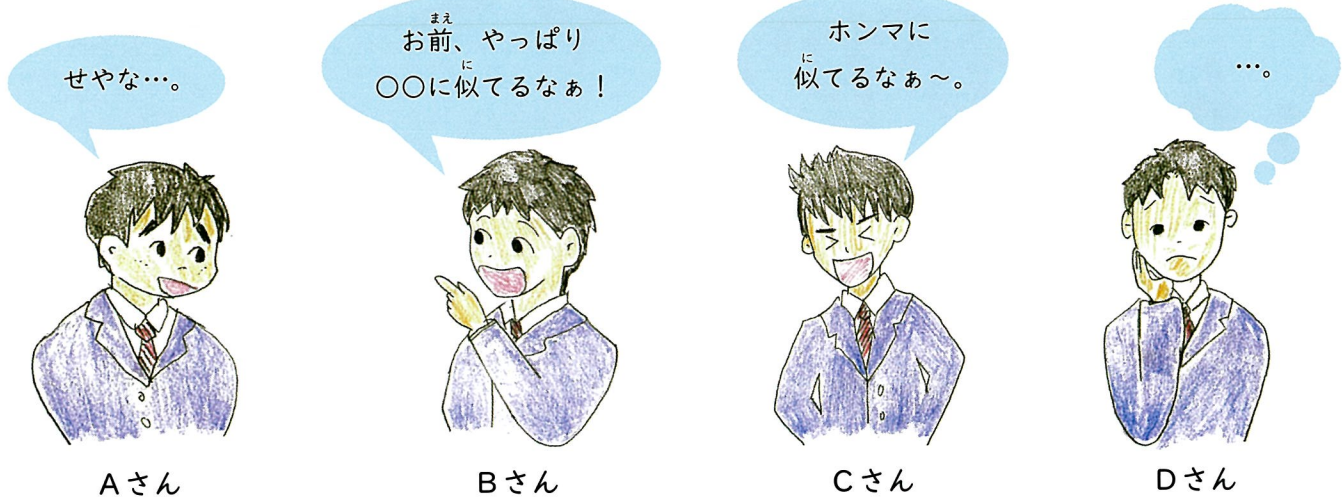


あなたは、気に入らないことがあれば、悪口を言ったり、自分はそのつもりはないけど、気づかないうちに、相手をつらい気持ちにさせる言葉を言ったりしたことはありませんか。それは「いじめ」です。
見て見ぬふりをしたり、自分がやられるのが怖いからという理由で、いじめる側になって、はやし立てるような行動をしたことはありませんか。それも「いじめ」です。SNSを使って悪口やいやがらせ、他の人に見られたくない写真を投こうすることはありませんか。それもまた「いじめ」です。
どんな理由があっても「いじめ」は許される行為ではありません。人を傷つけ、その後自分自身も傷つきます。安心して毎日を過ごすことができるように、みなさんができることについて考えていきましょう。

いじめ防止啓発リーフレット（中学生用）茨木市教育委員会

表紙の絵は茨木市立彩都西中学校 2年生 田中 俐帆さんの作品です。
※令和5年度人権作品集（茨木市教育委員会）に掲載されたもの（学年等は令和5年度時点）

日常的なシーンです。こんな場面にあったことはありませんか。



それぞれの立場で、本当の気持ちを考えてみよう

Aさん _____

Bさん _____

Cさん _____

Dさん _____

自分に、そのつもりはなくても相手はどのように感じているのか、本当は、わかりませんよね。
相手が嫌だと思えば、「いじめ」になります。
だからこそ、相手の気持ちをしっかり考えましょう。

あなたのクラスはどうですか？

「いじめ」が起こらないクラスってどんなクラスですか？
あなたのクラスに当てはまる所を☑してみましょう。

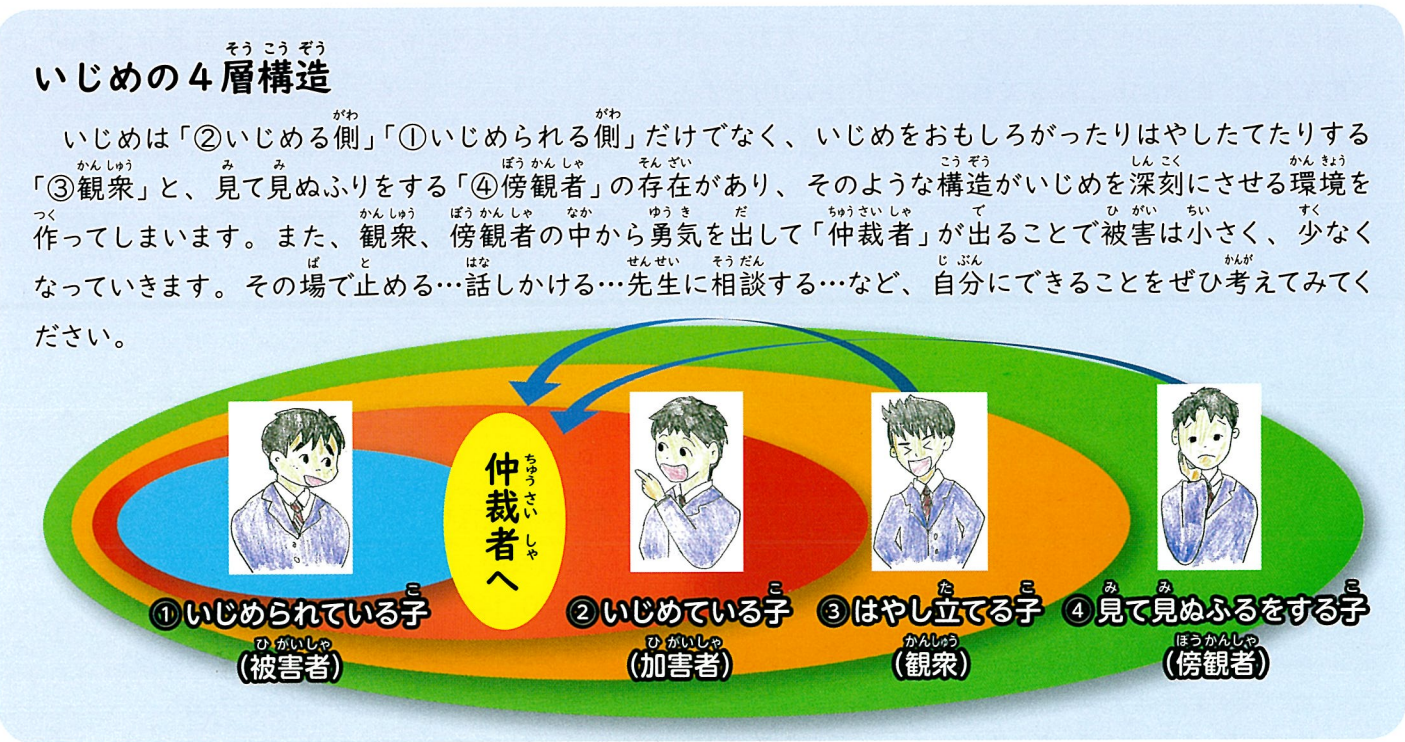
☐ 授業中に間違っても笑われない	☐ なんでも話し合える雰囲気がある
☐ 「困った」「助けて」と誰かに言える	☐ 行事の時にクラスで団結できる
☐ 挨拶がしっかりとできる	☐ 困っている人に言葉掛けできる
☐ 自分の意見を受け入れてくれる	☐ クラス目標をみんなが意識している

あなたのクラスのよいところは何でしょう。

いじめをなくすために自分にできることは何でしょう。

いじめ防止対策推進法（平成25年9月施行）
第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。（いじめの禁止）
第五条から第九条には、すべての大人には、子どもを救い、いじめをなくす責務や責任があることが書かれています。いじめ防止は法律で定められています

「いじめ」とは…（「いじめ防止対策推進法より」平成25年9月施行）
児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
相手が嫌だと思ったら「いじめ」になります。



ネットいじめとは
特定の人を誹謗中傷する文章をインターネットの掲示板に書き込んだり、メールで送りつけたりするなど、ネットを利用して特定の人に精神的な苦痛や不安を与えることです。通常のいじめと違い、対面ではないため、相手の気持ちが分かりにくい特性があり、低い罪悪感で、面白半分に加勢し、エンターテインメント化（娯楽、気晴らし）してしまう特徴があります。そのため、トラブルが起きてしまうと完全に解決することが極めて難しく、さらに深刻ないじめに発展してしまう恐れがあります。加害者や被害者にならないために、トラブルにならない使い方のルールを自分たちで考えることが大切です。

